

○岩倉市個人情報保護条例

平成17年3月25日条例第3号

改正

平成17年12月19日条例第25号

平成19年9月28日条例第14号

平成21年3月31日条例第4号

岩倉市個人情報保護条例

岩倉市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年岩倉市条例第23号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条～第5条)

第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条～第13条)

第3章 個人情報ファイル(第14条・第15条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第16条～第26条)

第2節 訂正(第27条～第30条)

第3節 利用停止(第31条～第34条)

第4節 不服申立て(第35条)

第5章 雜則(第36条～第41条)

第6章 罰則(第42条～第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利及び利益を保護するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長並びに教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報をあつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

ただし、公文書(岩倉市情報公開条例(昭和63年岩倉市条例第18号)第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 自己情報 自己を本人とする保有個人情報をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を取扱うときは、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の実施に当たつて個人情報を取扱うときは、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第6条 実施機関は、**個人情報**を保有するに当たつては、法令又は条例(以下「法令等」という。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、**個人情報**を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する**個人情報**並びに社会的差別の原因となるおそれのある**個人情報**については、保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等に基づくとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、あらかじめ岩倉市情報公開・**個人情報**保護審査会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するために当該**個人情報**が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

(個人情報の適正な取得)

第7条 実施機関は、適法かつ適正な方法で**個人情報**を取得しなければならない。

- 2 実施機関は、**個人情報**を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (5) 爭訟、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他事務又は事業の性質上、本人から**個人情報**を取得することが当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する**個人情報**の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)又は他の地方公共団体から**個人情報**を取得する場合において、実施機関が法令等の定める事務又は事業の遂行に必要な限度で取得した**個人情報**を利用し、かつ、当該**個人情報**を取得することについて相当な理由のあるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、所在不明、精神上の障害等の事由により本人から取得することができないとき、本人以外の者から取得することが明らかに本人の利益になるとき、その他**個人情報**を本人以外の者から取得することについて相当な理由のあるとき。

(利用目的の明示)

第8条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第24条及び第44条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の**個人情報**を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利及び利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正管理)

第9条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有**個人情報**が過去又は現在の事實と合致するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、保有する必要がなくなつた**個人情報**を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料として特別の管理が必要と認められるものについてでは、この限りでない。

第10条 実施機関は、保有**個人情報**の漏えい、改ざん、滅失、き損又は紛失の防止その他の保有**個人情報**の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、**個人情報**を取り扱う業務を委託しようとするときは、**個人情報**の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関から**個人情報**を取り扱う業務の委託を受けた者は、受託した業務を行うときは、**個人情報**の漏えい、改ざん、滅失、き損又は紛失の防止その他の**個人情報**の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 実施機関は、**個人情報**の適正な管理を図るため、前項の規定に基づき受託した者に対し、必要に応じて立入検査をすることができる。
- 5 前3項の規定は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(従事者の義務)

第11条 **個人情報**の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であつた者、前条第3項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た**個人情報**の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有**個人情報**を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有**個人情報**を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有**個人情報**を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利及び利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(3) 実施機関が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有**個人情報**を内部で利用する場合であつて、当該保有**個人情報**を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 他の実施機関、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体に保有**個人情報**を提供する場合において、保有**個人情報**の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る**個人情報**を利用し、かつ、当該**個人情報**を利用することについて相当な理由のあるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有**個人情報**を提供するとき。

(6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、岩倉市情報公開・**個人情報**保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他の保有**個人情報**を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3 前項の規定は、保有**個人情報**の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、第2項の規定に基づき、保有**個人情報**を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有**個人情報**の提供を受ける者に対し、提供に係る**個人情報**について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の**個人情報**の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(結合の禁止)

第13条 実施機関は、実施機関以外のものとの間で、通信回線を用いて、**個人情報**を処理する電子計算機その他の情報機器の結合を行つてはならない。ただし、個人の権利及び利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、岩倉市情報公開・**個人情報**保護審査会の意見を聴いた上で、公益上有ると実施機関が認めるとき。

第3章 個人情報ファイル

(**個人情報**ファイルの保有等に関する事前の届出)

第14条 実施機関が**個人情報**ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) **個人情報**ファイルの名称
- (2) **個人情報**ファイルの保有開始年月日及び廃止年月日
- (3) 当該実施機関の名称及び**個人情報**ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (4) **個人情報**ファイルの利用目的
- (5) **個人情報**ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。)として**個人情報**ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)
- (6) **個人情報**ファイルに記録される**個人情報**(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法
- (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第27条第1項ただし書又は第31条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (9) **個人情報**の処理形態
- (10) **個人情報**を取り扱う業務の委託の有無
- (11) その他市長が規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる**個人情報**ファイルについては、適用しない。

- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する**個人情報**ファイル
- (2) 実施機関の職員又は職員であつた者に係る**個人情報**ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(実施機関の職員の採用試験に関する**個人情報**ファイルを含む。)
- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための**個人情報**ファイル
- (4) 前項の規定による届出に係る**個人情報**ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した**個人情報**ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する**個人情報**ファイル
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した**個人情報**ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (7) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する**個人情報**ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (8) 本人の数が市長が規則で定める数に満たない**個人情報**ファイル

3 第1項の届出に係る**個人情報**ファイルが、第2条第4号アの**個人情報**ファイルであるときは、実施機関は、当該届出の前に、岩倉市情報公開・**個人情報**保護審査会の意見を聴かなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た**個人情報**ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその**個人情報**ファイルが第2項第8号に該当するに至つたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。
(帳簿の作成及び公表)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、実施機関が保有している**個人情報**ファイルについて、前条第1項各号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる**個人情報**ファイルについては、適用しない。

- (1) 前条第2項各号に掲げる**個人情報**ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る**個人情報**ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した**個人情報**ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第16条 何人も、この条例の定めるところに、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請

求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第17条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求する自己情報の内容

(3) 開示の実施方法

(4) 前条第2項の法定代理人が開示請求をする場合にあつては、当該開示請求に係る自己情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

(5) 写しの送付の方法による自己情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が規則で定めるところにより、開示請求に係る自己情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る自己情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(自己情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第16条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利及び利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分であつて、開示することにより、当該公務員等の権利及び利益が不当に害されるおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 實施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予

防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国又は他の地方公共団体の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る自己情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利及び利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に不開示情報(第18条第7号に規定する情報を除く。)が含まれている場合であつても、個人の権利及び利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる。

(自己情報の存否に関する情報)

第21条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第22条 実施機関は、開示請求があつたときは、当該開示請求があつた日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る自己情報の全部若しくは一部を開示する旨又は当該自己情報を開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、書面により当該開示決定等の内容を開示請求者に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る自己情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下、この条及び第35条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、実施機関が規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対

し、実施機関が規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の実施機関が規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第18条第1項第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている自己情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第24条 自己情報の開示は、当該自己情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは実施機関が規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による自己情報の開示にあつては、実施機関は、当該自己情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第19条の規定により自己情報の一部を開示するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 前項の規定による自己情報の開示は、実施機関が第22条第2項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

3 第17条第2項の規定は、自己情報の開示を受ける者について準用する。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第25条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る自己情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該自己情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第26条 自己情報の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、第24条第1項の規定に基づき自己情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、開示を受けた自己情報に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該自己情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該自己情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、自己情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る自己情報の開示を受けた日
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 訂正を求める内容
- (5) 前条第2項の法定代理人が訂正請求をする場合にあつては、当該訂正請求に係る自己

情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実に合致することを証明する資料を提示し、又は提出しなければならない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正請求をする場合について準用する。

(自己情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る自己情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第30条 実施機関は、訂正請求があつたときは、当該訂正請求があつた日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る自己情報の訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、第28条第3項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、書面により当該訂正決定等の内容を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を訂正請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による訂正をする旨の決定に基づく自己情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第31条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関する他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第6条の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して取得されているとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、自己情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第32条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る自己情報の開示を受けた日

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 利用停止を求める内容

(5) 前条第2項の法定代理人が利用停止請求をする場合にあつては、当該利用停止請求に係る自己情報の本人の氏名及び住所並びに本人との関係

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が規則で定める事項

2 第17条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求をする場合において準用する。

(自己情報の利用停止義務)

第33条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における**個人情報**の適正な取扱いを確保するために必要な限度

で、当該利用停止請求に係る自己情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該自己情報の利用停止することにより、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(利用停止請求に対する措置)

第34条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、当該利用停止請求があつた日から起算して30日以内に、当該利用停止請求に係る自己情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第32条第3項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、速やかに、書面により当該利用停止決定等の内容を利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を利用停止請求者に通知しなければならない。

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第35条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、岩倉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
 - (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
 - (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 3 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
 - (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雜則

(適用除外)

第36条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第37条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、開示請求等に係る自己情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第38条 実施機関は、実施機関における**個人情報**の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(出資法人等の**個人情報**保護)

第39条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人及び市から財政的援助を受けている団体(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのつとり、当該出資法人等が保有する**個人情報**の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(運営状況の公表及び報告)

第40条 市長は、毎年1回、この条例の運営状況について、市民に公表するとともに、これを議会に報告するものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が規則で定める。

第6章 罰則

第42条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第10条第3項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る**個人情報**ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第43条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有**個人情報**を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有**個人情報**の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している改正後の岩倉市**個人情報**保護条例(以下「新条例」という。)第6条第4項の思想、信条及び信教に関する**個人情報**並びに社会的差別の原因となるおそれのある**個人情報**についての同項ただし書の規定の適用については、同項第2号中「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の岩倉市電子計算組織に係る**個人情報**の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第14条ただし書の規定により実施機関以外の者との間で通信回線により電子計算機の結合が行われているものは、新条例第13条第1項ただし書の規定により電子計算機の結合が行われたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に実施機関が保有している**個人情報**ファイルについての新条例第14条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

5 この条例の施行前に旧条例第16条第1項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

6 旧条例第6条第1項の規定により置かれた岩倉市**個人情報**保護審議会は、この条例の施行の日以後は、[岩倉市情報公開・個人情報保護審査会条例\(平成17年岩倉市条例第4号\)](#)第2条の規定により置かれた岩倉市情報公開・**個人情報**保護審査会となるものとする。

7 旧条例第7条第1項の規定により委嘱された岩倉市**個人情報**保護審議会委員の任期は、同

条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成17年条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第14号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。